資料２

座間市地域公共交通会議設置要綱改正案（新旧対照表）

改正後	改正前	備考
座間市地域公共交通会議設置要綱 （協議事項） 第３条　交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。 (1)座間市の地域交通施策の推進に関する事項 (2)地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様に関する事項 (3)　自家用有償旅客運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項 (4)その他交通会議が必要と認める事項 ※第４条から第 11 条まで変更なし 附　則 この要綱は、平成２７年１１月２０日から施行する。 この要綱は、令和３年９月１７日から施行する。 この要綱は、令和　年　月　日から施行する。	**座間市地域公共交通会議設置要綱** （協議事項） 第３条　交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。 (1)座間市の地域交通施策の推進に関する事項 (2)地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様~~及び運賃、料金等~~に関する事項 ~~(3)~~その他交通会議が必要と認める事項 ※第４条から第 11 条まで変更なし 附　則 この要綱は、平成２７年１１月２０日から施行する。 この要綱は、令和３年９月１７日から施行する。	（削除） （追加） （変更） （追加）